



「利尻町ふるさと応援寄附」の

年末年始の取扱について

・年末年始の取扱いにつきましては、誠に勝手ながら下記のとおりとさせていただきますので、ご理解をいただきますよう宜しくお願い致します。

【年末年始のお問合せについて】

利尻町役場は、12月29日（土）～1月6日（日）まで閉庁しておりますので、その間における電話・メール等のお問合せには対応することができません。

年末のお問合せは、12月28日（金）までをお願いします。

【平成30年（2018年）分として寄附のお申込みについて】

平成30年（2018年）分として扱うご決済・ご入金について、それぞれ下記のとおりとさせていただきます。

記載されている期日を超えたものは、平成31年（2019年）分のご寄附として取扱いをさせていただきますので、ご注意ください。

●インターネット申込みによるクレジット決済を利用される方

・平成30年12月31日（月）までにクレジット決済処理が完了しているものとなります。

ただし、ワンストップ特例をご利用される場合は、申請書の発送の都合上、

平成30年12月16日（日）までにご寄附のお申込みをお願いいたします。

●郵便局の振込取扱票を利用される方

・平成30年12月28日（金）までに当町にて入金確認できたものとなります。

※郵便局での払込から利尻町でご入金確認出来るまでに7～10日程かかりますので、出来るだけ早い払込をお勧めします。

・お申込みは、平成30年12月7日（金）までとさせていただきます。

この期日を超えたお申込みについては、振込取扱票の郵送に係る日数的な問題から平成30年の受付として取り扱うことができません。

期限を超えてからお電話等でお問合せいただきましたも対応出来ませんので予めご了承ください。



・ワンストップ特例申請書を希望する場合 ～ ご入金いただいてから、利尻町で確認が取れるまでに最大で10日程かかります。その後、受領証明書とともにワンストップ特例申請書を送付いたしますが、平成31年1月10日までにワンストップ特例申請書を利尻町へ返送していただく必要がありますので、郵便局にて平成30年12月14日（金）までに振込を済ませていただきますようお願いいたします。

【お礼品の発送について】

- ・12月中までにお礼品の到着を希望される方は、平成30年12月10日までにご入金確認出来ているものにつきましては、年内にお届けできるようお手配をすすめさせていただきます。ただし、商品によっては発送までに時間を要するものもございますので、ご了承ください。

また、郵便局の払込取扱票による払込は、通常、郵便局での払込みから利尻町への入金まで、最大で10日ほどかかりますので、12月中までにお礼品の到着を希望される方は、11月末までの払込をお勧めします。

【寄附金受領証明書の送付について】

- ・平成30年12月26日までに入金確認された分については、12月中に寄附金受領証明書を発行いたします。
- ・平成30年12月27日以降に入金確認された分については、翌年1月初旬より順次発送いたします。

